

## ひとり親家庭等の福祉サービスを利用しませんか

本市では、ひとり親家庭等に対し、さまざまな福祉サービスを通して支援をしています。主なサービスは表のとおりです。

表に掲載しているサービスのほかに、20歳未満の子がいる未婚の母もしくは父（事実婚を除く）を対象とした寡婦（夫）控除の「みなし適用」や、県の貸付事業など、ひとり親家庭等を支援するさまざまなサービスがあります。各サービスの詳しい内容や要件、手続き方法など、詳しくは問い合わせてください。

## ひとり親家庭等の支援に関する相談員

### （母子・父子自立支援員）に相談してください

ひとり親家庭等や離婚を考えている人などが抱える、就職や生活上のさまざまな不安、困りごとなどに寄り添い、支援するため、4月からひとり親家庭等の支援に関する相談員（母子・父子自立支援員）を配置しています。社会福祉士の資格を持つ相談員がさまざまな相談に対応します。

困ったことがあっても一人で悩んだり抱え込んだりせず、相談してください。

### ●ひとり親家庭等相談窓口

子育て支援課子育て支援担当

☎(580)1862

## ひとり親家庭等を支援する主なサービス（詳しくは問い合わせてください）

	内 容
児童扶養手当	<p>父母の離婚、父（母）の死亡、または未婚などにより児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、障がい児については20歳未満）を養育している母または父などに対して手当を支給します。</p> <p>※所得制限があります。</p>
日常生活支援事業	<p>20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭、または扶養していた寡婦が、就職活動や残業、疾病などで、生活援助や保育サービスなどが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣します。</p> <p>※派遣可能時間や費用については、児童の年齢やサービス内容、所得などにより異なります。</p>
高等職業訓練促進給付金等事業	<p>ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な国家資格を取得するために養成機関で1年以上修業している場合に、その修業期間について、修業開始から3年間を上限に訓練促進費を毎月支給します。</p> <p>◇対象者：20歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭で、児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準にある人</p> <p>◇支給額：7万500円（市町村民税課税世帯） 10万円（市町村民税非課税世帯）</p> <p>◇対象資格：看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 など （その他の対象資格については確認してください）</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、修業期間の修了後に修了支援給付金(一時金)を支給する制度もあります。</p>
自立支援教育訓練給付金事業	<p>ひとり親家庭の母、または父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座について受講料の6割（上限20万円）を助成します。</p> <p>◇対象者：20歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭で、児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準にある人</p> <p>◇対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など</p> <p>※助成額が1万2000円以下となる場合は、対象となりません。</p>
J R 通勤定期の割引	<p>児童扶養手当を受給している世帯の人が、J R の列車の通勤定期を購入する場合、定期券代が3割引されます。 ※原則、通学での利用はできません。</p>